

安 全 管 理 規 程

船橋新京成バス株式会社

(鎌ヶ谷営業所/習志野営業所)

安 全 管 理 規 程

【目 次】

第一章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等・・・・・・・・	3
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制・・・	4
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法・・・	5

【第一章 総 則】

（目 的）

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

【第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等】

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第 4 条 当社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程（本規程）に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 当社は、第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 当社は、前条に掲げる目標を達成するため、第4条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

【第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制】

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保についての最終的な責任を有する。

- 2 常勤取締役（以下、本規程において「経営トップ」と称する）は、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 当社は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 3 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
 - 4 運行管理者は、運行面において、乗務員の指導監督等、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
 - 5 整備管理者は、自動車の点検及び整備面において、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
 - 6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者の不在時、重大な事故、災害の発生時を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 当社は、取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 当社は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に必要に応じて随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者及び運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

【第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法】

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 当社は、経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときには、看過したり、隠匿したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、必要な指示等を行う。
- 4 当社は、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を経営トップに報告する。
- 3 前項において、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、また、必要に応じて、当面必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 16 条 当社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 当社は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 17 条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後 100 日以内に公表する。
- 2 当社は運輸規則第 47 条の 7 に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 18 条 当社は、本規程について、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。
- 2 当社は輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、別に定める。

【 付 則 】

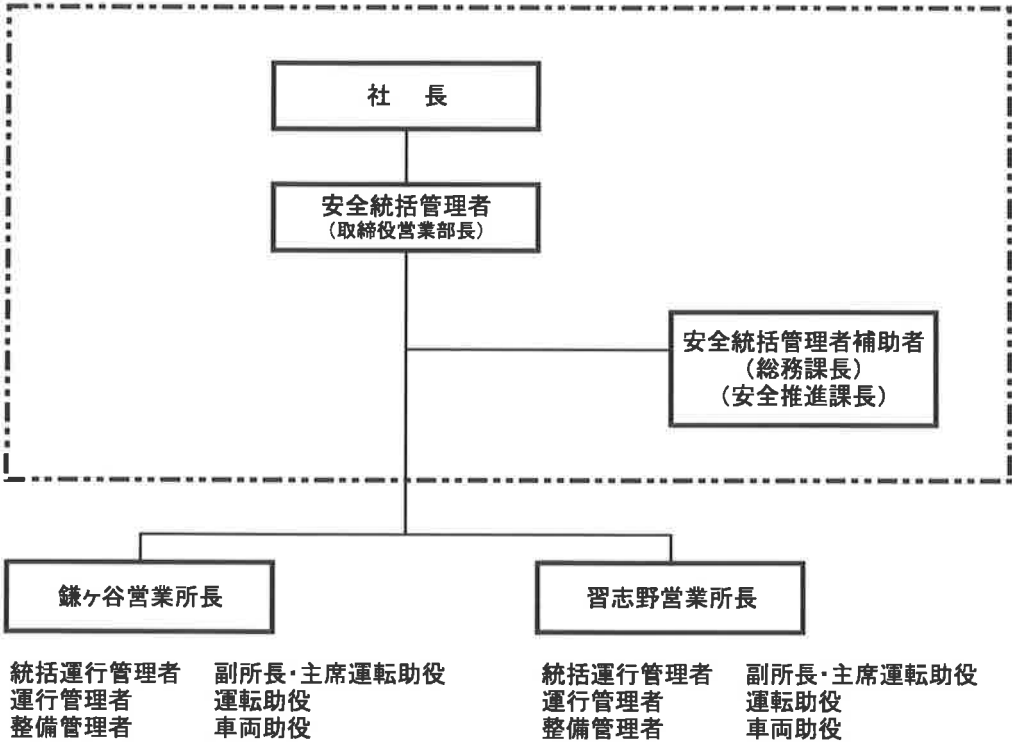
- 第 19 条 本規程は、2024 年 4 月 1 日より実施する。

船橋新京成バス株式会社

安全管理規程

[illegible]

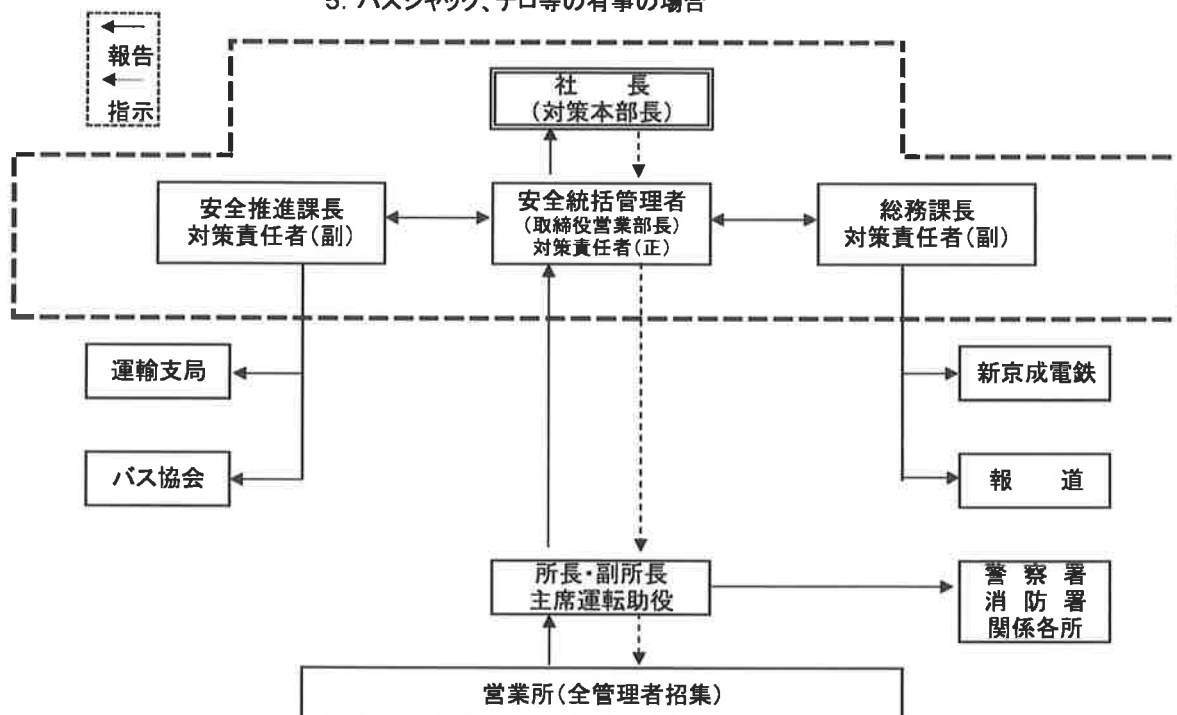
船橋新京成バス(株) 輸送安全に関する組織図



緊急時の体制（レベルA）

レベルA……………全社対応

1. 台風……大型台風が上陸した場合
2. 降雪……積雪が10cm以上の場合
3. 地震……震度6以上の場合
4. 事故……重大事故で死傷者が複数出た場合
5. バスジャック、テロ等の有事の場合

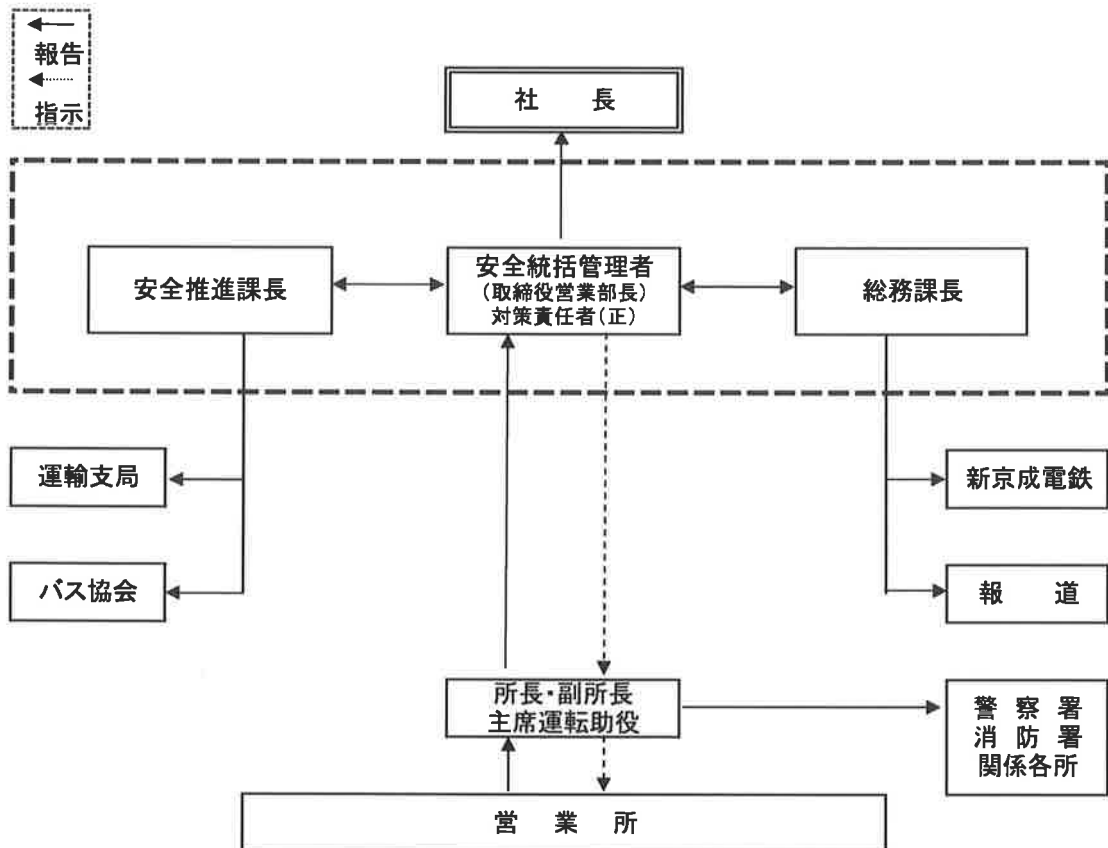


- ① 社長の命により対策本部を設置し、必要に応じて現地対策本部を設置する。
- ② 対策本部の設置について……………本社内
 - ・対策本部は上記 構成する。構成員は直ちに対策本部に参集する。
 - ・所長：営業所にて待機し、異常時は対策責任者に連絡を行う。
 - ・副所長・主席運転助役：対策本部に1時間ごとに定時連絡を行う。
- ③ 総務課長、安全推進課長は営業所に対し、全ての情報の報告を受け指示し安全統括管理者に報告すると共に、安全統括管理者は対策本部長に速やかに報告する。
- ④ 営業所の管理者（所長、副所長、主席運転助役、運行管理者、整備管理者）及び本社管理者（課長補佐、総務課、営業課・安全推進課の課員）は、対策本部長の指示に従う。

緊急時の体制（レベルB）

レベルB………営業所に発令（警報）

1. 台風……「上陸の予報」が発令された場合
2. 降雪……「大雪警報」が発令された場合及び積雪が10cm以下の場合
3. 地震……震度5以上の場合
4. 事故……人身で死亡、重傷者複数（2名以上）の場合

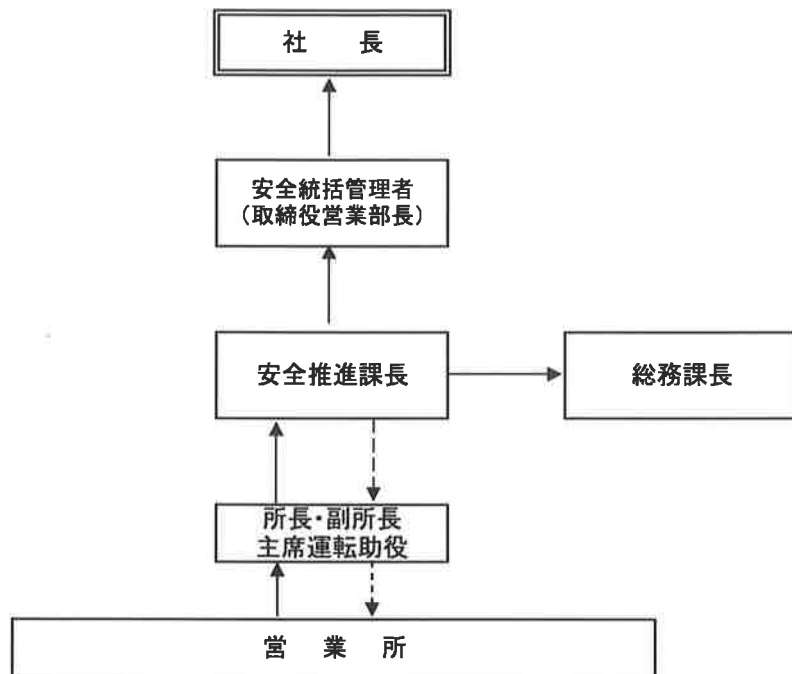


- ① 安全統括管理者が本部長となる。（対策本部は本社内に設置する）
- ② 対策本部は原則として、安全統括管理者、総務課長、安全推進課長で構成する。
- ③ 安全統括管理者は営業部名で営業所に〇〇警報を文書で発令する。
 - ・所長：営業所にて待機し、異常時は安全推進課長に報告
 - ・副所長・主席運転助役：要員の確保を行う
- ④ 安全統括管理者は対策本部での内容をまとめ、社長に報告する。
- ⑤ 安全統括管理者はレベルAに対応を変える場合がある。
- ⑥ 対策本部の終了は安全統括管理者が指示する。

緊急時の体制（レベルC）

レベルC……………営業所へ発令

1. 台風………接近のおそれがある場合
2. 降雪………「大雪注意報」が発令された場合



- ① 安全推進課長を中心として対応する。
- ② 安全推進課長は安全推進課名で営業所に〇〇注意報を文書で発令し注意を促す。
・所長: 不測の事態に備えて、連絡が取れるようにしておく。
・副所長・主席運転助役: 不測の事態を備えて、要員の確保を考える。
- ③ 安全推進課長は、営業所から報告を受け、安全統括管理者に報告するとともに、必要に応じて総務課長に報告する。
- ④ 安全推進課長はレベルBに対応を変える場合がある。